

平成19年第4回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成19年9月27日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成19年9月27日（木）午後2時00分開議

第1（総務常任委員会付託案件）

議案第113号から議案第115号まで、議案第123号、議案第130号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第116号から議案第118号まで、議案第124号から議案第126号まで、議案第129号、議案第131号、継続審査中の請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

請願第15号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第119号から議案第122号まで、議案第127号、議案第128号、議案第132号、請願第17号、継続審査中の請願第10号

第2 報告第24号及び報告第25号

第3 議案第133号から議案第135号 決算認定

（決算審査特別委員会の設置）

第4 発議案第2号 意見書の提出

第5 議案第136号 人権擁護委員候補者の推薦

第6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君

2 1 番	岩	崎	隆	寿	君	2 2 番	高	野	庄	嗣	君
2 3 番	中	村	良	夫	君	2 4 番	石	塚	一	雄	君
2 5 番	若	林	直	樹	君	2 6 番	田	中	文	夫	君
2 7 番	金	子	健	治	君	2 8 番	村	川	四	郎	君
2 9 番	高	野	正	道	君	3 0 番	名	畑	清	一	君
3 1 番	志	和	正	敏	君	3 2 番	金	山	教	勇	君
3 3 番	臼	木	善	祥	君	3 4 番	渡	邊	庚	二	君
3 5 番	佐	藤		孝	君	3 6 番	金	光	英	晴	君
3 7 番	葛	西	博	之	君	3 8 番	猪	股	文	彦	君
3 9 番	川	上	龍	一	君	4 0 番	本	間	千 佳	子	君
4 1 番	大	場	慶	親	君	4 2 番	本	間	武	雄	君
4 3 番	根	岸	勇	雄	君	4 4 番	牧	野	秀	夫	君
4 5 番	近	藤	和	義	君	4 6 番	熊	谷		実	君
4 7 番	本	間	勇	作	君	4 8 番	祝		優	雄	君
4 9 番	兵	庫		稔	君	5 0 番	竹	内	道	廣	君
5 1 番	岩	野	一	則	君	5 2 番	渡	部	幹	雄	君
5 3 番	浜	口	鶴	藏	君	5 4 番	大	澤	祐 治	郎	君
5 5 番	肥	田	利	夫	君	5 6 番	加	賀	博	昭	君
5 7 番	金	子	克	己	君	5 8 番	梅	澤	雅	廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長	高	野	宏 一 郎	君	副 市 長	大	竹	幸	一	君
副 市 長	親	松	東 一	君	会計管理者	児	玉		剛	君
総 務 部 長	齋	藤	英 夫	君	企 画 財 政 長	荒		芳	信	君
市 民 環 境 長	粕	谷	達 男	君	福 社 保 健 長	末	武	正	義	君
産 業 観 光 長	川	島	雄 一 郎	君	建 設 部 長	佐	藤	一	富	君
総 務 部 長	佐	々 木	正 雄	君	企 画 財 政 部 長	山	本	充	彦	君
(総 務 課 長)					(財 政 課 長)					
市 民 環 境 部 長	金	子	信 雄	君	福 社 保 健 部 長	樋	口	賢	二	君
(市 民 課 長)					(社 会 福 祉 課 長)					
産 業 観 光 部 長	伊	藤	俊 之	君	建 設 部 長	渡	辺	正	人	君
(観 光 課 長)					(建 設 課 長)					

教 育 長	渡 邊 剛 忠 君	教 育 次 長	藤 井 武 雄 君
選管・監査長 事務局長	菊 地 賢 一 君	消 防 長	渡 辺 与 四 夫 君
代 監 査 委 員 表 員	清 水 一 次 君	防 災 管 財 長	正 司 里 志 君
高 齡 福 祉 長	夏 井 秀 一 君	保 健 医 療 長	鹿 野 義 廣 君
水 道 課 長	田 畑 孝 雄 君	下 水 道 課 長	駒 形 準 三 君
教 育 委 員 会 教 育 長	児 玉 功 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 田 富 巳 夫 君	事 務 局 次 長	池 昌 映 君
議 事 係 長	中 川 雅 史 君	議 事 係	谷 川 直 樹 君

午後 2時00分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は56名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第113号から議案第115号まで、議案第123号、議案第130号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第116号から議案第118号まで、議案第124号から議案第126号まで、議案第129号、議案第131号、継続審査中の請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

請願第15号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第119号から議案第122号まで、議案第127号、議案第128号、議案第132号、請願第17号、継続審査中の請願第10号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第113号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について）。本案は、本年10月1日から新潟県市町村総合事務組合に新潟県後期高齢者医療広域連合を加入させるとともに、規約中の共同処理する事務に上越地域消防事務組合及び新潟県後期高齢者医療広域連合を加えるもので、地方自治法の規定により専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第114号 政治倫理の確立のための佐渡市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、郵政民営化法などの施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年10月1日から日本郵政公社が民営化されることに伴い、両条例から日本郵政公社の項目を削除するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第123号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7億3,460万4,000円を追加し、予算総額を461億247万5,000円とするものであります。主

な内容は、歳入においては地方交付税繰越金などの増額計上、歳出においては佐渡汽船株式会社への出資金や財政調整基金への積み立てなどを計上するものであります。審査の結果、次の意見を付して可決すべきものとして決定しました。

意見。佐渡汽船の経営方針には以前から大きな問題点があり、議会が指摘してきたところである。審査の過程で詳細な再建計画の提出を再三求めたが、提出された再建計画は極めて見通しが甘く、具体的な方針が見えてこない。加えて小木・直江津航路の公的支援スキームももはや破綻している。即刻中止を含めて検討すべきである。さらに、新潟県及び佐渡汽船は佐渡航路を離島航路として佐渡島民の生活と経済を守るという認識を持つべきである。特に新潟県においては、佐渡汽船は新潟県が強い影響力を行使してきた第三セクターで、今後は佐渡汽船の経営について財務状況や経営の透明性を高めるなど社会的責任を果たすべきである。よって、詳細なる再建計画の提出を即刻要求し、執行前に再度再建計画を委員会へ提出し、承認を得ること。また、本意見については新潟県及び佐渡汽船に文書をもって報告し、強く申し入れをすること。

議案第130号 平成19年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、小倉ダム周辺整備事業に係る土地の売払収入を財源とし、造林地管理委託料の増額補正を行うもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ391万円を追加し、予算総額を1,139万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○26番（田中文夫君） それでは、総務常任委員長の報告に対する質問をさせていただきます。

議案第123号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について、意見が付されております。意見の内容は、佐渡汽船への出資の事項についてであります。可決であります。この事項は佐渡市が佐渡汽船の再建計画において課題とされた債務超過解消の対策として示された増資計画を了として出資するというものです。したがって、審査は本市が増資することの可否を精査するべきと考えます。しかるに、付された意見からは可決に至る審査が増資の妥当性の当否にとどまらず、本筋から逸脱したのではないかとと思われるような複雑多岐にわたる議論に終始していたように読み取れます。そこで、意見の審議を読み解くために2点について質問します。①、佐渡汽船の経営方針について、議会として指摘したという大きな問題点とは何なののでしょうか。この間私なりに考えますと、議会の総意として指摘、言及したものとしては佐渡航路の割引率改定に対する反対する意見書、小木直江津航路堅持に関する意見書、空港対策等交通問題調査特別委員会では佐渡汽船の増便に関する決議、駐車場増設要求、それから平成19年度一般会計予算に小木直江津航路利用促進補助金に付した意見とやや対症療法的であります。個別課題に対するそういった議会の意見等がありました。これは、あくまでも経営方針に正面から問題ありと指摘した事柄ではないように思います。そのような意味で冒頭意見に掲げてある佐渡汽船の経営方針には大きな問題点があると従来より指摘をしてきたということについてご説明をいただきたい。

第2点です。即時提出要求する再建計画は提出が手続的条件なのか、計画内容の妥当性の当否か。そして、承認の判断基準は何なのか。まず、総務委員会で配付された市が用意した資料について十分な検討が

されたのかどうかということについて私は疑問に思いました。この問題については、議会運営委員会等でも重要事項であるので、他の委員会からの傍聴も許可するという事で特別に1日設定をして審議をしていただいたものです。そういう意味で私傍聴させていただきましたが、市側が提出してきた説明資料等について、つぶさに分析をし、市側が必要だと認めた判断の根拠なるものについての説明をやりとりしたというふうな経過が余りにも少なかったように思いました。そういう意味でその検討はされたのかどうか。少なくとも市側はあの資料をもって、あるいはかかわりの経過の中で出資金を捻出するために補正が必要ということで組んだのでありますから、少なくとも市の側がその判断した根拠と理由についてまず問いただしていくというのが審議の経過なのではないかというふうに思いました。ところが、総務委員会では市側の判断とは異なって見通しが甘い、具体策足り得ていないと、佐渡汽船側に議会として納得のいく資料を要求せよということで執行部側にそれを請求をさせました。こういう請求の仕方が妥当なのかどうかということは私は正確には判断し得ませんが、本来的には市側の用意した資料に基づいてその妥当性の有無を図って行って、その中で市側の判断が甘いというならば、それは甘いということで議案について判断をすべきなのではないかというふうに思われましたので、それについてもどうしてそういうふうになったのかということについてご説明いただければと思います。

また、市側が要求しましたら佐渡汽船の側が資料を提出したようです。その資料を提出したものについてもこれでは判断の資料が足りないと、過不足だということで、結果としてその委員会では妥当性を欠くという判断をしているにもかかわらず可決という結論が出てきました。それで、なぜ納得がいかない資料であるにもかかわらず可決という結論を出したのか、そして要求している、さらに意見の中では再々要求をしている詳細なる再建計画が佐渡汽船から提出されてこない場合には取り扱いとしてはどうするのだろうかということが疑問に感じました。また、幸いに提出された場合はそれをもって了とするのか、あるいは提出されたものをまださらにつぶさに検討して、妥当だという判断をした上で予算の執行を認めるということになるのか。あるいは、妥当性がないと、これではだめだというのであれば、可決をしたにもかかわらず執行は不承認というふうに結論を出すのか。また、それについて執行部側とはどのような形での納得合意がされるのかということが疑問に思いました。それについてもお答えいただきたい。総務委員会は、有能な議員の方がたくさんそろっておりますので、ほぼ判断には間違いはないというふうに私は思いましたが、ただ通常会社の経営とか再建にかかわるような重要な問題については、議会のレベルでいえば予算や決算審査に等しいぐらいの日数をかけて調査検討を加えぬ限り、佐渡汽船の経営陣や、あるいは佐渡市の執行部が頭を悩ませながら考えてきたこの問題について同レベルの結論が得られるかどうかということについては疑問には思います。ただ、優秀な方々がそろっていたことですから、大きな間違いしているとは思われませんが、可決した以上、妥当と判断できる再建計画が提出されるまで何度でもつくり直させるのでしょうか。妥当と判断する再建計画が出されたので、出資した、出資は認めた、承認したということで、結果がもし再建に結びつかないというような事態が出た場合にどのような責任の持ち方をするのでしょうか。執行部の出資の是非についての審査をした場合と異なって、私はどうもやや議会の権能という点からすると、この問題について出資の問題の枠組みを超えてかなり逸脱した審議がなされているのではないかというふうに思いました。それについてもご意見をお伺いしたい。

私のつたない議会経験で言いますと、もし時間が足りないならば会期延長、あるいは継続審査、あるいは

は判断がし切れないというならば修正ないし補正なりをする、あるいは一部削除してもらうとかといった、そういった議会ルールの中でこの事項については取り扱っていくのが妥当なのではないかというふうにも思われましたので、それについてもご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務常任委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、お答えします。

ちょっと質問が長くて行ったり来たりしたような感じもするので、あれですけれども、最後に委員会のあり方とかいろいろ言われましたけれども、そもそもこの問題については意見が分かれるところであろうと思いますし、議員の言われるのも意見の1つであろうと思いますけれども、委員会のあり方は何ら問題があったとは思っておりません。

それから、先ほど言われました具体的な指摘方法はということですが、議員の先ほど言われたようなこと等々、またそのほかにもこの当議場での一般質問でも皆さんが数多く指摘をしているところでもありますし、まず第三者割り当てをするのだというときにはそれなりの再建計画書なるものを提出すべきであるということでありまして、そこから先、議員言われていることについてはその後の検討課題であるというように思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 田中中文夫君の2回目の質疑を許します。

○26番（田中中文夫君） 長々と質問の説明をし、それから波及するさまざまな疑問についてお聞きしたものですから、ほとんどお聞きした内容が答えていただけておりませんが、内容については次なる質問者の方が佐渡汽船問題についてまた質問するようですから、内容に立ち入った形では改めてお聞きしませんが、再建計画がつまり総務委員会の納得のいく、しかも妥当性のある資料が出されない限りこの可決した事項についてはどのような取り扱いをしていくのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） お答えします。

先ほども申し上げましたように、再建計画書は当然出していただくというのがごく当たり前のことでありまして、そこから先の再建計画のチェック等は当然それなりのものもありますけれども、そのことを委員会がすべてをチェックできるという問題でもありませんし、ただ透明性が必要だということでありまして、議員も一緒に先ほど傍聴されていて委員会のあり方云々というぐらいに傍聴されていたわけでありまして、この問題についてはなかなかそんなに明らかにできるとか細かくどうのこうのという問題とはちょっと違うのではないかというように思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 田中中文夫君の3回目の質問を許します。

○26番（田中中文夫君） それでは、秘密会だということではしゃべれない内容がたくさんあるそうですので、ただ意見書そのものの持っている意味合いがどのような実効性を持つのかということについて大いに疑問に感じましたので、質問させていただいているわけです。ですので、その意見に付された内容について最終的にどういうふうな決着をするのかということです。ただ、斜めに読んでしまうと出資してもいいよと。

しかし、議会に対して議会が納得いく程度の資料ぐらいは出すのがマナーではないのというような、そんな感じのふうにも斜めに読んでしまうととれてしまうので、その程度のことならばつけるべきような意見ではないなというふうにも思われましたので、ゆゆしき問題を指摘した上で厳しい意見をつけてというふうにもちょっと、では何がゆゆしき問題なのかということについても言及いただけておりませんので、私の質問について。そこらのことについて、詳しくお聞きしたかったわけです。改めて回答があればと思いますが、なければ結構です。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 先ほど来申し上げましているように、再建計画書なるものが詳細なものがいただけていなかったわけでありまして、透明性がないと、さらなるものが要るのではないかということとで委員会は時間的制約もありましたので、それを求めながら今後検討していきたいと。それが出来ないことにはこれ以上の説明は申しわけありませんが、ありません。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 私の通告は、佐渡汽船線に対する出資についての意見についてというテーマで質問をしております。この意見の中にも「佐渡汽船は新潟県が強い影響力を行使してきた第三セクターで」と、こうなっている。その後は、ちょっと文脈としてはつながらぬけれども、とにかく新潟県と株式会社佐渡汽船が第三セクターの経営体であるということを言うておるわけ。そこで聞きます。一体佐渡汽船と新潟県が第三セクターを形成したのは何年ですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 新潟県が佐渡汽船に出資したのはいつかということでありますようですが、前もって言っていただければ資料を持ってきたのですけれども、これは年度は正確に忘れましてけれども、越佐航路の3社を統合しまして新潟県が51.何がしの出資をしてスタートしたという、それぞれ詳細言ってくれば資料を持ってきたのですけれども、今持ち合わせておりません。よろしいですか。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の2回目の質疑を許します。

○56番（加賀博昭君） ここからが大変なのだ。そんなこともわからぬで生意気にも第三セクターであるという、こういうような決めつけ方をしている。改めてお教えしましょう。昭和7年4月です。おれが生まれる前の話です。ここにおけるのは大抵生まれておりません。新潟汽船株式会社と越佐商船株式会社を買収合併という特殊なやり方をして佐渡汽船株式会社という名前をつくったのが昭和7年。そして、明らかに第三セクターと言われる今日の形態をなしたのは昭和44年4月と読める。このときに県は2億5,000万円増額し、5億円という出資金をつくった。そこで、ここからが大変なのだ。大体総務委員会の視点がおかしい。そもそもこの第三セクターをきちっと県に維持をさせて、今後とも佐渡のために県に汗を流させる、ここの視点が欠けておるところにこの意見の決定的な弱点がある。どこが弱点だかとこれから申し上げる。これからは箇条書きで言うから、そこは知りませんでしたなどということは答弁としては認めません。まず、第1点は現在能楽の里をめぐってJ Aと佐渡汽船が真っ向から対決しておるのだが、実際の能楽の里

をめぐる債務者というのは株式会社佐渡能楽の里が債務者であるが、連帯債務者の中に佐渡汽船商事株式会社、佐渡汽船観光株式会社、新潟県観光物産株式会社、佐渡汽船運輸株式会社というのがあるのだけれども、しかしその後ＪＡと佐渡汽船が話し合いをした結果、増資の負担率が佐渡汽船が67％、ＪＡが33％、したがってこの能楽の里の裁判の相手は事実上佐渡汽船だということになっておるわけだ。本日午後７時から重要会議が某所において開かれることになっておる。私は、あるところへ行ったらそこへ表示してあったからわかった。そうするとこの13億というお金、仮に半出し合いにしようとしても6億を佐渡汽船が負担しなければならぬという、こういうことになる。こういうことを知った上であなたたちはこういう意見を書いたのですか。視点が違うと私が言っておるのは、佐渡汽船が赤字になろうと黒字になろうとそれが自然現象としてある以上しょうがない。私どもがきちっと佐渡島民のために主張しなければならぬのは、新潟県が50％を持ったまさに第三セクター企業体であるという、こここのところを離してはならない。したがって、当方が約4,000万円弱の出資金は今回しょうがないから出すけれども、今後私が申し上げたような事実関係がやがてまた佐渡汽船の経営を悪化させる。そのときにはまた出資願いたいという話が出たときにそうはいきませんぞという意見をつけないければならない。何でそういう視点に立てなかったのか。佐渡汽船の経営状態、再建状態を出せと、そんなことは問題ではない。そういう視点に立つことこそ佐渡市議会が果たすべき役割なのだ。そして、高野市長に今後の増資まかりなりませぬぞと、今のままでは。ということで佐渡汽船の向こうに県が隠れておる。その県に対して佐渡市議会は明快に言うておくぞと。新潟県は、第三セクターの公的機関としてその責任をとりなさいよと。とらぬときは今後応じませんぞと。いうことをこの意見書の中に入れてこそ県が見てもこれは一大事だと、こう思って反省するか考え直すかするのだ。そういう意味を持たせなければならぬのに佐渡汽船の経営実態を出せ、出せというのはばかなことを言っておると、私の平言葉で言えばこういう表現になるのだが、浜田委員長、そういうきちっとした位置づけをしないところに欠陥があるぞと私が指摘をするのだが、あなたの委員会はどういう視点になぜ立てなかったのか説明を願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） お答えします。

加賀議員言われるのもある程度は全くそのとおりな部分もあります。しかし、委員会といたしましてもこの佐渡汽船の再建問題は関連会社も含めてということは新聞等で報道されているとおりでありまして、再建計画の中にはそれらも含まれるものと思っております。当然そういうことだという理解になると思います。後段については、しゃべるなという意見があります。議員も承知のように、やっぱり話を公にすることが佐渡のためになることとならないこととありますので、その辺は勘弁願います。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の3回目の質問を許します。

○56番（加賀博昭君） 3回でも4回でもやるけれども、こういう視点に立たなければ何のために夜の7時だかまでやったと。何時間かけたって豆食って水飲めば腹下しという、あれと同じなのだ。時間かけてわあわあ言うてやったといったってポイントが外れてしまえば何にもならぬ。市民の皆さん、よく聞いておいてください。それでは、改めて聞くが、あなたは俗に言う佐渡汽船子会社と言われる連結決算を佐渡汽船との関係で生じておるその会社についておわかりですか。それは、ちゃんと文書で明らかになっておる。

恐らく議長、加賀は3回やったからこの後委員長がとんでもない答弁をしてもそれで終わりと、こう言う
か知らぬが、これは事前に議長に言うておく。ちゃんと答弁をせぬときには改めて資料をもって答弁せよ
と私は議長にお願いをしておく。

○議長（梅澤雅廣君） 今のあなたのおっしゃることは承りましたが、佐渡市議会の申し合わせにより3回
ということになっておりますので、それを守って質問をし、答弁をしてください。4回目は認めません。

以上です。

○56番（加賀博昭君） 何を言うておるか。おれは、4回やるとは言っておりません。つまり委員長が答え
られなかったときにはそれはちゃんと答えなさいと、加賀の言うておるのは違うよというてあなたのほう
からご指示願いたいということをあらかじめ申し上げておる。そういうお願いです。これは、事実関係で
すから、もう申し上げておる、私は。つまり連結決算の関係、連結子会社というのだ、これを。連結子会
社というのは幾つあるのか。何という会社と何という会社があるのだ。私は、今能楽の里の例で申し上げ
たが、これらがつまり赤字関係が生じて親元の佐渡汽船の足を引っ張るような形になったときにはさらに
大きな出資金をお願いしなければならぬことになる。だから、少なくとも今2回目の私の質問に対して浜
田委員長が言うたから言うのだ。だから、そういうものも含めてと、こういうことだから、それならば子
会社の名前を言うて、そしてそれらが持つ経済活動によるプラス・マイナスの面、それが出てくるおそれ
があるのだということをあなたは暗に言うておるわけだから、それを明確にしていだきたい。もしあな
たが答弁できないときにはしかるべき資料をもって答弁願いたい。

以上、3回目を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 基本的には佐渡汽船の出資問題で直接は関係ないというのが基本であり
ますけれども、議員が言われるように当然そういったものも出てくるであろうということを先ほど申した
わけでありまして、それ以後の関連会社云々については、関連会社の数は40社ぐらいですけれども、主要
4社とか言われておりますし、それも今議員言われたように能楽の里を始めとしていろいろ言われており
ますけれども、結局直接関連会社は今回の出資問題にはちょっと違うのですけれども、その辺も含めて今
後審査をしていきたいと、審査もあるであろうということなのです。いいですか。

〔「この後は議長だ。資料をもって説明せいと言っておるんだから……」と呼
ぶ者あり〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 済みません、何の資料と言ったのですか。関連会社の……

〔「連結子会社というやつだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 総務委員長に申し上げます。あなたのご意見ではなく総務委員会で審議されたこと
をお答えください。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 関連会社までは審査はしておりません。

○議長（梅澤雅廣君） 討論の通告はありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件について採
決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君にお聞きします。

総務常任委員長の報告のうち、どの案件についての異議でありましょうか。第何号でありましょうか。
加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 議案第123号、一般会計補正予算のうち、21ページ、第24節、佐渡汽船出資3,999万1,000円のことを言うておるのだ。いやしくも加賀博昭が質問するからにはこのぐらいのことはちゃんと調べ上げてあるのだ。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） 承知しました。

議案第123号についてはご異議がありますので、これより総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第123号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）を除く案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第123号について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第116号 佐渡市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県乳児の医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、当該条例の文言の一部を改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県幼児の医療費助成事業実施要領等の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。その主な内容は、当該条例の名称を「佐渡市子どもの医療費助成に関する条例」に改め、対象児童の入院等に係る医療費の助成対象期間を「満6歳に達した日以後最初の3月末日まで」から「満12歳に達した日以後最初の3月末日まで」へと拡大するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等の一部を改正する条例の制定について。本案

は、介護保険法の改正に伴い、佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例、佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例について、文言の一部を改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、職員の人事異動に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ185万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億9,004万6,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）について。本案は、職員の人事異動に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ171万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億9,908万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 平成19年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、職員の人事異動に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,213万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億4,613万8,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 平成19年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、職員の人事異動に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ358万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,142万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 平成19年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、職員の人事異動に伴い、収益的支出において3,701万5,000円を減額し、収益的支出の累計予算額を31億7,912万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第8号 「保育園、幼稚園、小中学校における集団フッ素洗口事業」の実施延期とインフォームド・コンセントを求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第134条の規定に基づき報告します。

請願第15号 飼料価格の高騰による農家負担の軽減と、国産飼料の増産、循環型畜産の発展を図る施策

を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長の報告のとおり継続審査とされました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第119号 市道路線の認定について。本案は、柿野浦地内における主要地方道佐渡一周線の改良工事が完了し、バイパス道が供用開始されることに伴い、区域外となる県道部分を市道として認定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第120号 市道路線の廃止について。本案は、東立島3号線及び小野見4号線の2路線について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められることから廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 新たに生じた土地の確認について（白瀬、玉崎地内）、議案第122号 字の変更について（白瀬、玉崎地内）。以上2議案は、新潟県が道路改良事業により施行した海岸護岸用地及び道路用地の造成工事が完了し、県知事の竣工認可を得たので、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第127号 平成19年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ376万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ23億6,566万6,000円とするもので、その内容は職員の異動による人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 平成19年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,336万7,000円を減額し、予算総額をそれぞれ58億9,193万3,000円とするもので、その主な内容は職員の異動による人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 平成19年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、収益的収入及び支出について、収入の既決予定額を599万9,000円増額し、収入総額を11億3,259万7,000円に、支出の既決予定額を325万9,000円増額し、支出総額を10億9,315万5,000円に、資本金的収入及び支出について、支出の既決予定額を29万5,000円増額し、支出総額を16億9,625万8,000円とするものであります。その主な内容

は、新潟県中越沖地震の緊急応援に伴う経費の増額及び職員の異動による人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第17号 私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の採択を求める請願。本請願は、生徒が公立、私立を問わず自由に学校を選択できるよう、学費と教育条件の公私格差解消を図るために私立高校への公費助成を増額するよう、国、県に対し意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第10号 適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 報告第24号及び報告第25号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、報告第24号及び報告第25号について市長の報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、報告事件についてご説明申し上げます。

報告第24号 平成18年度佐渡市一般会計継続費精算報告書についてと報告第25号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました各事業が平成18年度で完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

以上で報告事件についての説明を終わります。

日程第3 議案第133号から議案第135号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、議案第133号から議案第135号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第133号をご説明します。

平成18年度佐渡市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成18年度佐渡市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第134号 平成18年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第

4項の規定により、平成18年度佐渡市病院事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第135号 平成18年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成18年度佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第133号 平成18年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 平成18年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 平成18年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第135号の質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第133号から議案第135号までについては、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これにお手元に配付してあります議案付託表のとおり付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いて、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、

1 番	松 本 展 国 君	6 番	島 倉 武 昭 君	7 番	木 村 悟 君
9 番	金 田 淳 一 君	10 番	臼 木 優 君	18 番	池 田 寅 一 君
20 番	中 川 隆 一 君	24 番	石 塚 一 雄 君	26 番	田 中 文 夫 君
32 番	金 山 教 勇 君	37 番	葛 西 博 之 君	45 番	近 藤 和 義 君
46 番	熊 谷 実 君	55 番	肥 田 利 夫 君	57 番	金 子 克 己 君

以上15名を指名いたします。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告をいたします。

委員長 肥田利夫君

副委員長 池田寅一君

以上であります。

日程第4 発議案第2号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、発議案第2号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

白木優君。

〔10番 白木 優君登壇〕

○10番（白木 優君）

発議案第2号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成19年9月27日

提出者	佐渡市議会議員	白 木	優
賛成者	〃	本 間	千佳子
〃	〃	金 田	淳 一
〃	〃	山 本	伊之助
〃	〃	大 谷	清 行
〃	〃	志 和	正 敏
〃	〃	金 山	教 勇
〃	〃	白 木	善 祥
〃	〃	金 光	英 晴
〃	〃	大 場	慶 親
〃	〃	本 間	勇 作
〃	〃	浜 口	鶴 蔵
〃	〃	渡 部	幹 雄
〃	〃	肥 田	利 夫

私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書

私立高校における学費（初年度納入金）は、全国平均で69万円と公立の6倍にも達しており、保護者の

重い負担となっている。そのため、学費の長期滞納や経済的理由による退学が後を絶たない。保護者への学費負担軽減は急務の課題となっている。また、専任教員の数は公立高校教員配置基準の約7割の水準にとどまっており、学費とあわせ教育条件においても公立高校との格差が生じている。

学費と教育条件公私格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1にとどまっていることにある。憲法および教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、政府（議会）におかれては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差是正を展望し、私立高校への公費（私学助成）拡充にいつそう努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書

私立高校の学費（初年度納入金）は県内平均で51万円、公立との格差は4倍を超えており、学費の長期滞納や経済的理由による退学は後を絶たない。保護者への学費負担軽減は急務の課題となっている。また、専任教員の数も公立高校教員配置基準の約8割の水準にとどまっており、学費とあわせて教育条件においても公立高校との格差が生じている。

学費と教育条件格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1に低く抑えられていることにある。憲法および教育基本法は「教育の機会均等」を謳い、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけている。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければならない。

よって、県におかれては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいつそう努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第136号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、議案第136号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第136号の説明をいたします。

人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本案は、佐渡市の人権擁護委員白川彰三さんの任期が

平成19年12月31日をもって満了するので、再任をお願いしたところ、就任していただける意向でございます。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第136号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ちょっとさっきからおかしいなとは思っておったのだけれども、決算審査を決算委員会に閉会中の審査に付託すると、こういう報告があったわけです。さっきの手順もおかしいと私は思うのです。付託してからその後で決算委員の選任をしておるといふ、これは逆です。そんなことは特に申し上げないが、もう一つ大事なことがあるのです。決算委員会に付託したのであれば、これは決算委員長はこれを閉会中の審査にするということは特別に報告をさせなければならぬ。これは、常任委員会ではないのだ。その辺の手続がおかしいと私は思うのだが、議長はどのように判断しますか。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 3時09分 休憩

午後 3時11分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開をいたします。

加賀君、あなたからの今の議事進行発言であります。実は本日配ればよかったのでありますが、事前に閉会中の継続審査の申し出がお手元に配付されております。これをもって了としていただきたい。

次に、今付託と設置が逆ではないかということでありますけれども、今お諮りしましたのは、まず決算審査特別委員会を設置することについて可決いただいたわけでありまして。その設置された委員会に付託をしたわけで、その後構成委員を示したと、こういう形ですので、見解の相違はあろうかと思いますが、違法ではないと思いますので、ご理解願いたい。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 存在しないものに閉会中の継続審査に付託をして受け取りましたよと。継続審査やりますよといつ肥田君が意思表示をしたのですか。肥田君は、ずっと……

○議長（梅澤雅廣君） その点については、私のほうから事前にお手元に資料を配付してありますという一言が欠落したといえはそのとおりでありますので、ご理解いただきたいと思います。

加賀君。

○56番（加賀博昭君） こんないいかげんなことをやっておるとこれがルールになるのです。もう何年からずっとこうやってやっておるではないかということになるのです。きょうのところは勘弁してやるけれども、こんなばかなことは絶対ない。市民の皆さんに聞いてもらえ。決算特別委員長は今ここで決めたのに、決まる前に閉会中の継続審査にするなどということはありません。そんなルールがあったらお聞きしたい。横におる事務局長、しっかりしなければだめです、こんないいかげんなことばかりやっておったら。会議のルールをきちっとしなさい、こう言っておる。文句があったら言うてみなさい。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 3時13分 休憩

午後 4時16分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開をいたします。

加賀議員に申し上げます。議員ご指摘のとおり、事務に手違いがありましたことをここでおわびを申し上げます。

今ほど設置されました決算審査特別委員会の審査については、肥田委員長より、配付の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算審査特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（梅澤雅廣君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成19年第4回市議会定例会の閉会に当たりましてごあいさつ申し上げます。

本定例会での各種重要案件につきましては、慎重なご審議を経てご決裁いただき、まことにありがとうございました。なお、決算審査特別委員会での継続審査となりました決算の認定に関する議案につきましては、引き続きご審議のほどお願いするものでございます。

早いもので、本年も残すところ半年、就任から市民の目線で美しい島づくりをというふうに申し上げてきたわけですが、トキも野生復帰が具体的に来年の秋ではないかというふうに迫ってまいりましたし、専門学校の誘致とか佐渡観光ルネサンス、おぼつかないながらも特区と地域再生の計画の認定も受けました。これら着実に前進させることによって市民の皆さん方のご期待にこたえたいというふうに思います。これも皆様議員の方々のご理解、ご協力のたまものと心から感謝申し上げる次第でございます。

まさに秋でございます、コシヒカリも刈り入れ真っ盛りでございます。農家の方々もお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。これからは晩秋となれば気温の高下、高い、低いによって風邪など引かれませんように健康に十分ご留意されて、市勢発展のためますますご活躍くださいますようにご祈念申し上げて閉会のごあいさつにいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（梅澤雅廣君） 以上で会議を閉じます。

平成19年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年9月27日

議 長 梅 澤 雅 廣

署 名 議 員 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 金 光 英 晴